

平成 28 年（2016 年）6 月 10 日  
 総務部情報公開・法務課法務係  
 （課長）福田雄一 （担当）重野 靖  
 電 話：026-235-7057（直通）  
 026-232-0111（代表）内線 2287  
 F A X：026-235-7370  
 E-mail：kokai@pref.nagano.lg.jp

## 平成 28 年 6 月 県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案 8 件、新設条例案 1 件を提出予定です。

### 一部改正条例案

番号	条 例 案 の 概 要
1	<p><b>長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>国政選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に係る限度額の改定に準じて、長野県議会議員及び長野県知事の選挙における公費負担に係る限度額を改定します。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <p>市町村課 026-232-2557（FAX） Email: senkan@pref.nagano.lg.jp</p>
2	<p><b>長野県県税条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>地方税法等の一部改正等に伴い、地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附について、法人県民税及び法人事業税から税額控除する規定を設けるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <p>税務課 026-235-7497（FAX） Email: zeimu@pref.nagano.lg.jp</p>
3	<p><b>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員配置の特例を定めます。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <p>こども・家庭課 026-235-7390（FAX） Email: kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp</p>

4	<p><b>幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園における職員配置の特例を定めます。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>こども・家庭課 026-235-7390 (FAX) Email: kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp</p>
5	<p><b>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>医療法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(平成 28 年 9 月 1 日から施行)</p> <p>医療推進課 026-223-7106 (FAX) Email: iryo@pref.nagano.lg.jp</p>
6	<p><b>貸付金免除条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>県内医療機関の産科医の確保を図るための長野県産科研修医研修資金を創設することに伴い、県内医療機関において産科の医師としてその業務に従事した者の償還債務の免除規定を定めます。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>医療推進課医師確保対策室 026-223-7106 (FAX) Email: doctor@pref.nagano.lg.jp</p>
7	<p><b>民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>民生委員の一斉改選にあたり、地域の実情を踏まえて市町村ごとの委員の定数を改定します。</p> <p style="text-align: right;">(平成 28 年 12 月 1 日から施行)</p> <p>地域福祉課 026-235-7172 (FAX) Email: chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp</p>
8	<p><b>長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>保険診療との併用が認められる療養を定める厚生労働省告示の一部改正に伴い、当該告示を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>障がい者支援課 026-234-2369 (FAX) Email: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp</p>

番号	条 例 案 の 概 要
9	<p><b>長野県子どもを性被害から守るための条例案</b>（詳細は、別紙（P4）のとおり）</p> <p>子どもを性被害から守るための取組に関し必要な事項を定め、子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進することにより、子どもの尊厳を保持し、子どもの健やかな成長を支援するため、次のとおり条例を制定します。</p> <p>(1) 基本理念並びに県、保護者、学校等、事業者及び県民の責務を定めます。</p> <p>(2) 基本的施策を次のように定めます。</p> <p>ア 性被害の予防のための人権教育及び性教育の充実を図ります。</p> <p>イ インターネットの適正な利用の推進のため、情報モラルに関する教育等の充実を図ります。</p> <p>ウ 性に関する相談をすることができる体制の充実及び子どもが安心して過ごすことができる居場所の整備を促進します。</p> <p>エ 県民運動の推進を図ります。</p> <p>オ 性被害を受けた子どもの支援体制を整備します。</p> <p>カ 県民の理解の促進、性被害予防等に関する施策等について広報啓発を行います。</p> <p>(3) 威迫等による性行為等の禁止及び深夜外出の制限等について定めます。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日（(3)は、平成28年11月1日）から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>次世代サポート課 026-235-7087 (FAX) Email: jisedai@pref.nagano.lg.jp</p> </div>



# 長野県子どもを性被害から守るための条例案について

県民文化部 次世代サポート課

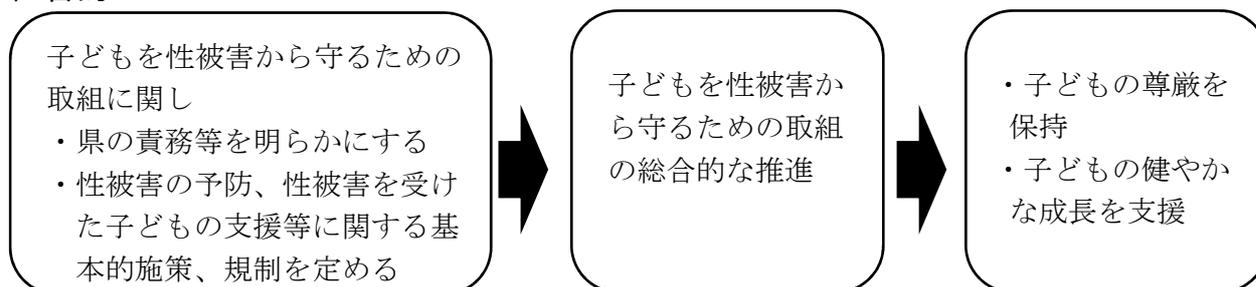
## 1 制定の背景及び意義

長野県は、これまで住民運動、事業者の自主規制、行政の啓発により、県民運動として地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んできたが、インターネットや携帯電話等の発展・普及などの社会環境の大きな変化の中で、子どもの性被害が増加し、看過できない状況になっている。

このため、性教育等の充実や県民運動の活性化、性行為等に対する処罰規定、被害者支援を含む条例の制定により、これまで青少年の健全育成を県民運動中心に取り組んできた長野県の伝統と特性を生かした子どもを性被害から守るための新たな仕組みを作るものである。

## 2 条例案の概要

### (1) 目的



### (2) 基本理念

- ・子ども（18歳未満の者）は、自己及び他者を大切に思う心を育み、性被害から自己を守るための正しい知識に基づいて自立的に行動し、健やかに成長していくべき存在である。
- ・子どもを性被害から守るための取組は、県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民等が主体的かつ自主的に取り組むとともに、県民運動として推進されるべきものである。

### (3) 責務

対象者	責 務 の 内 容
県	・子どもを性被害から守るための取組について総合的かつ計画的な施策の策定、実施 ・関係者との連携協力      ・県民運動の尊重と推進
保護者	子どもの性被害予防のための教育、性被害を受けたときの保護及び支援
学校等	子どもを性被害から守るための人権教育及び性教育、情報モラルに関する教育
事業者	子どもの性被害の防止のための配慮、県が実施する施策、学校等及び地域の取組への協力
県民	子どもを性被害から守るための主体的かつ自主的な取組及び県が実施する施策並びに学校等及び地域の取組への協力

### (4) 基本的施策

区分	項 目	内 容
予防	人権教育・性教育の充実	・学校等における人権教育・性教育の充実のための教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供等 ・地域における子ども、保護者及び県民に対する人権教育・性教育の充実のための団体等への研修、教材若しくは参考となる資料の提供又は専門家の派遣等

	インターネットの適正な利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等における情報モラルに関する教育の充実のための教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供等</li> <li>・地域における子ども、保護者及び県民に対する情報モラルに関する啓発活動の充実のため団体等への研修、教材若しくは参考となる資料の提供又は専門家の派遣等</li> <li>・情報通信事業者等との連携協力</li> </ul>
	相談体制の充実等	子ども、保護者等が性に関する相談をすることができる体制の充実、子どもが安心して過ごすことができる居場所の整備の促進
	県民運動の推進	県民運動を担う人材の育成、県民運動への県民、事業者等の参加を促進するための情報の提供、県民運動を推進する市町村及び団体に対する研修等
被害者支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・性被害を受けた子どもの身体的、精神的な負担等の解消又は軽減に資する医療の提供、福祉に関する相談等の支援体制の整備等</li> <li>・性被害を受けた子どもが安心して適切な支援を受けられるよう、支援を行う者に対する研修等</li> </ul>
啓発活動		市町村と連携し、基本理念に関する県民の理解の促進、子どもの性被害の予防等に関する施策等について必要な広報その他の啓発活動

#### (5) 規制項目等

項目	内容
大人の責任 (基本的な考え方)	大人が、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもに対し、性行為等を行うことは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないこと
威迫等による性行為等の禁止	何人も、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行うことを禁止 (罰則：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
	何人も、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為を行わせることを禁止
	何人も、自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為又はわいせつな行為を見せ、教えることを禁止
深夜外出の制限	保護者は、通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜(午後11時から翌日の午前4時まで)に子どもを外出させないように努めること
	何人も、保護者の委託があるなど正当な理由のある場合を除き、深夜に子どもを連れ出すことなどを禁止 (罰則：30万円以下の罰金)
	深夜営業者は、深夜に施設内等にいる子どもに対し、帰宅を促すよう努めること
	何人も、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促すよう努めること

(6) 施行期日 公布の日(規制項目に係る規定は、平成28年11月1日から施行)

(7) 検討規定 附則に検討(見直し)規定を置く。